

令和2年3月2日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

地域偏在解消誘客促進事業（旅行商品販売支援・商談会）
に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。つきましては、次のとおり企画提案説明を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 地域偏在解消誘客促進事業（旅行会社商品販売支援・商談会）
- 2 事業目的 「地域偏在解消誘客促進事業」により、北海道への誘客活動の一環として、北海道内の自治体、観光関係団体などと連携し、旅行会社の商品作成者を対象とした商談会を開催し、その観光素材を設定した旅行商品を通じた誘客を促進する。また、旅行商品の販売担当者に道内観光情報をタイムリーに提供することにより、全道各地への誘客拡大を図る。
- 3 実施期間 和2年4月～令和3年3月
- 4 企画提案説明会
※コロナウイルスの影響により、集合形式での開催は行わない事とします。
ただし、下記内容にて、個別実施致とします。
(1) 個別説明会実施について
令和2年3月3日（火）9：00～3月5日（木）15：00の期間
下記担当に事業説明の希望日時を連絡し日程調整下さい。事業説明は、当機構内又は、電話での対応、質問も受け付けます。
対面での事業説明を希望される場合の場所は下記となります
場 所 （公社）北海道観光振興機構
（札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階）
※事業説明を希望される場合は、電子メールにて令和3年3月4日（水）12：00までにお知らせ願います。（3月4日（水）以前の事業説明も可能です）
<メール送信先>：国内誘客部 伊藤、伴（ばん）の2名に電子メールでお送り下さい。
E-mail : m_ito@visithkd.or.jp h_ban@visithkd.or.jp

以上

担当：誘客推進本部
国内誘客部 伊藤・伴（ばん）
電話：011-231-5881
E-mail：m_ito@visithkd.or.jp h_bano@visithkd.or.jp

地域偏在解消誘客促進事業（旅行商品販売支援・商談会）

企画提案指示書

1 委託事業名

地域偏在解消誘客促進事業（旅行商品販売支援・商談会）

2 事業目的

「地域偏在解消誘客促進事業」により、北海道への誘客活動の一環として、北海道内の自治体、観光関係団体などと連携し、旅行会社の商品造成担当者を対象とした商談会を開催し、その観光素材を設定した旅行商品を通じた誘客を促進する。また、旅行会社の販売担当者への道内観光情報のタイムリーな提供により、全道各地への誘客拡大を図る。

3 実施期間

令和2年4月～令和3年3月

4 委託業務及び見積依頼内容

（1）旅行会社向け商談会の開催

北海道の観光自治体・観光事業者と旅行会社造成担当者を対象としマッチング形式での商談会を行い北海道商品の造成拡大を図る。

以下の内容で、商談会を実施すること。

① 商談会の手配

令和2年度の商談会については、仙台・東京・名古屋・大阪で2回、福岡で1回、開催することとする。但し、実施日程及び会場は、北海道旅客鉄道㈱と共催で実施する会場があることから、当機構が指定する。また、共催の為の調整事項を抽出し対処すること。会場費用は、3,500,000円程度とし、見積りに含めること。但し、会場費が、予定金額を下回った場合は、その金額を商談会、商品造成担当用WEBサイト制作に割り当てること。

〈商談会実施期間〉

令和3年度下期商品向け観光商談会 令和3年 6月上旬～6月中旬（福岡除く）

令和3年度上期商品向け観光商談会 令和3年 9月上旬～10月下旬（福岡含む）

〈実施規模〉

東京会場 参加会員40団体70名程度 / 旅行会社30団体程度

仙台会場 参加会員30団体40名程度 / 旅行会社15団体程度

大阪会場 参加会員 30 団体 40 名程度 / 旅行会社 15 団体程度
名古屋会場 参加会員 30 団体 50 名程度 / 旅行会社 15 団体程度
福岡会場 参加会員 7 団体 8 名程度 / 旅行会社 7 団体程度

② 旅行会社の参加要請

開催地区の旅行会社（WEB 系旅行会社含む）の商品造成担当に参加要請すること。その際、旅行会社の特性等について聞き取りを行い、商談会に反映すること。

また、北海道旅客鉄道(株)と共催で実施する会場については、北海道旅客鉄道(株)と情報共有をおこなうこと。また、必要であれば調整をおこなうこと。

参加依頼、出席の確認は WEB 上でおこなうこと。

③ 道内観光関係者の参加要請

道内観光関係者に参加要請すること。その際、地域の特色や商談する内容等について、聞き取りを行い、商談会に反映すること。また、聞き取った旅行会社の情報も提供すること。参加依頼、出席の確認は基本ホームページ上でおこなうこと

④ 商談会の運営

商談は、1 道内観光関係団体に対し旅行会社 1 社とした方式で 1 商談 15 分を基本に実施すること。但し、参加者数により、時間内で終了しない場合等においては、時間の短縮、商談の形式を見直し効率的な運営に努めること。

⑤ 参加者調査

商談会終了後に、参加した道内観光関係者及び旅行会社に対してアンケート調査を実施し問題点、課題を集計、抽出をおこなうこと。問題点、課題は、次回の商談会で改善を図ること。（調査方法は、メールと WEB を使い商談会終了日以降 7 営業日以内に実施すること）

⑥ 旅行会社の商品造成担当者が利用する為の北海道の自治体、観光関係者の商談会参加者が北海道観光情報を発信できる WEB サイトを制作すること。

⑦ 制作した WEB ページ等のデータの保管場所について

作成した WEB ページ等については、当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。、保管する為の費用は別途必要となる事から、見積もりに含めること。

(2) 旅行会社への道外発旅行商品助成について

北海道新幹線や道内地方空港、フェリーなどを活用し、且つ、当機構の条件を満たした旅行商品に対し助成する。（可能なかぎり「地域偏在解消誘客促進事業（プロモーション）」事業と連携させること）

助成による商品造成拡大を目的とし、旅行会社へ募集をかけること。その際、旅行会社へ企画書の提出を依頼し、応募条件に対する確認と助成金額の通知、1 ヶ月毎の報告書の提出依

頼と確認、旅行会社毎の最終報告書の作成を行うこと。

旅行会社への助成の有無と助成額については、助成条件を満たしている事の確認後、当機構と協議を行い確定させる。旅行会社に対しての募集条件は、以下の内容とする。

① 旅行商品対象期間

令和2年9月1日出発～令和3年3月31日出発

② 実施期間

選定後～令和3年1月29日（金）

③ 企画提案応募条件

- ・ 第1種旅行業または第2種旅行業を有すること。
- ・ 次のいずれかに該当する者であること
 - 民間企業
 - 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
 - その他の法人、又は法人以外の団体等
- ・ 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

④ 造成する旅行商品の条件

- ・ 商品利用対象者は、道外観光客とし商品も道外から道内への交通機関を含めたものとする。
- ・ 対象とする商品は、地域偏在解消の為、宿泊地は札幌中心部を除く北海道内とする。
- ・ 商品には必ず札幌中心部以外の1つ以上の観光素材が組み込まれて（パンフレット、WEBに表記）いること。観光素材にはウポポイが含まれる事が望ましい。
- ・ 交通機関と宿泊のみの商品は対象外とする。
- ・ 個人型（フリープラン）のパンフレットは、札幌市内の宿泊施設、観光素材の表記ページ（部分）は対象外とする。
- ・ 商品設定数は2コース以上とする
- ・ 対象商品には、「GoodDay 北海道」ロゴを記載すること
- ・ 申請した商品に対して、実績、お客様属性や効果測定等のデータ提供に、協力すること。

⑤ 企画提案書の内容

- ・ 様式は自由とするが、機構が指定した「企画書付属書類（兼）報告書」は必ず提出すること
- ・ 表紙（会社名、会社住所、代表者職・氏名、担当部署、担当者職・氏名、電話番号、FAX番号、担当者メールアドレスを記載すること）
- ・ 各旅行商品の名称
- ・ 各旅行商品の特徴、セールスポイント
- ・ 各旅行商品の内容

- ・ 設定期間
- ・ 販売価格
- ・ ターゲット（主な集客対象を記載して下さい。例：中高年、女性、ファミリーなど）
- ・ 募集方法、募集媒体、発行部数等
- ・ 宣伝、プロモーションの方法
- ・ 送客目標人数
- ・ 過去3年間の北海道（エリア別）の送客人数実績と、その実績に基づいた送客目標人数
- ・ 事業実施の全体的なスケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 見積金額と委託希望額

⑥ 助成要件（助成対象となる経費）

- ・ 広告代（例：テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、WEBコンテンツ制作、WEB広告、交通媒体等）
- ・ 広告宣伝用印刷物代（例：商品案内のパンフレット、カタログ、チラシ、ポスター等新聞広告やパンフレット等で、本事業以外の広告が混在する場合は、広告枠全体分の面積に対する対象企画部分の面積の割合を乗じて得た金額(1,000円未満は切り捨て)を助成対象経費とする。

⑦ 助成対象外となるもの

- ・ 国、北海道、市町村の補助金や助成金を受けているもの
- ・ 本事業の委託対象事業として選定される前の経費
- ・ 消費者への現金支給（キャッシュバック・クーポン等）

⑧ 助成金額等

- ・ 助成金額は一事業者につき、助成対象経費の2分の1以内とする。
- ・ 助成金額は、一事業者につき200万円（税込）とする。また、WEBのみの展開事業者については、一事業者につき50万円（税込）とする。（税金は10%で算出すること）
- ・ 総予算は、2,500万を予定していることから、応募が多数となった場合は、委託金額が希望より減額されることがある。
- ・ 但し、応募社数等が少なく、総予算に達しない場合は、一事業者上限300万円、WEBのみの展開事業者は、上限100万円として調整する。
- ・ 採択数は予算の範囲内で10～14事業者前後を予定する。

⑨ 支払方法及び減額・取り止め

- ・ 助成金額は事業報告書の提出をもって支払うものとする。
- ・ 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを行うことができる。

⑩ 選定方法について

- ・ 提出された書類にて委託事業者と北海道観光振興機構にて選定する。
- ・ 選定基準は、上記の条件、内容を満たしているか、また、有効な内容になっているか。
- ・ 価格（申請額）の妥当性があるか。

⑪ 選定後について

- ・ 選定通知を行う。その後は、月毎に執行確認及び報告を実施する。
- ・ 契約どおりに事業が執行されたことを確認及び事業実施内容の効果・実績に関する事業報告書を受理した後、内容が適切である場合に助成金を支出する。

⑫ 実施報告書（清算書）の作成と提出

(ア) 旅行会社は、令和3年2月5日（金）までに、実施報告（清算書）を提出すること。

委託事業者は、令和3年2月22日（月）を目処に報告書を当機構に提出すること。

(イ) 当機構で指定する「企画書付属書類（兼）報告書」を提出すること。

(ウ) 成果物（パンフレットやWEBページ、新聞広告等。WEB広告を実施した場合は、レポート等）を提出すること。

(エ) 清算証憑（印刷会社や広告代理店等の見積・請求書等）を提出すること

(3) 旅行商品販売支援

旅行会社の販売（営業、カウンター接客）において、北海道の観光情報収集が課題である為、旅行会社の接客時に必要な情報が提供できる旅行会社専用サイトの制作をおこなう。

以下の内容で、制作すること。

- ① 地域の観光素材を集約したサイトを作成すること
- ② 各空港、駅等を拠点としたモデルコースを掲載すること
- ③ 各地のイベント情報を掲載すること
- ④ その他、旅行会社の要望を聞き取り、それを反映させ利用しやすいものとする
- ⑤ 予算が限られることから、制作範囲、順位を当機構と調整の上、作成すること。
- ⑥ 作成したWEBページのデータの保管（掲載）場所について

作成したWEBページ等については、当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。、保管する為の費用は別途必要となる事から、見積もりに含めること。

(4) 事業実施報告書の提出

以下の内容で実施すること

事業終了後、本事業の実施結果と成果に関するものを取りまとめの上、報告書として提出すること。

5 企画提案しようとする者に必要な資格

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

7 予算上限額 50、341千円（消費税10%を含む）

ただし本事業は、公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和 2 年度事業予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務のないよう及び予算上限額について、変更する場合または事業が中止になる場合があります。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがあります。また、新型コロナウイルスの影響によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があります。

8 選定規準について

(1) 事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

(2) 選定基準

① 業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたっては、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

② 企画提案の目的適合性

商談会の運営に精通し、募集から準備、当日の運営が円滑に行える内容になっているか。また、旅行会社、旅行商品に精通し商品造成から販売に至るまでの支援を行い北海道への誘客拡大を図る提案になっているか。

③ 実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④ 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9 選定後について

(1) 審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者に、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2) 執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

10 留意事項

- (1) 本事業については、予算の関係上、全部又は一部を実施しないことがある。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

1.1 事業説明会

- (1) 日時：令和2年3月3日（火）9：00～3月5日（木）15：00
- (2) 電話もしくは対面
対面の場合の場所は、札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル
公益社団法人北海道観光振興機構

1.2 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2) 提出期限：令和2年3月9日（月）12時まで（メールで表明）

1.3 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和2年3月23日（月）15：00必着
- (2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F
担当：誘客推進本部 国内誘客部 伊藤・伴（ばん）
- (3) 提出部数：企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。

1.4 スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 公示 | 3月 2日（月）16：00頃 |
| (2) 当事業への参加表明 | 3月 9日（月）12時まで（メールで表明） |
| (3) 企画提案書提出 | 3月23日（月）15時必着 |
| (4) 審査会 | 3月30日（月）13時00（予定） |
| (5) 結果通知 | 3月31日（火）予定 |

1.5 事業の問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部 伊藤・伴（ばん）
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
E-mail：m_ito@visithkd.or.jp h_ban@visithkd.or.jp